

**放送法 64 条 1 項の受信契約締結義務及び受信料支払義務の成立時期ならびに時効起算点**

- 【文献種別】 判決／最高裁判所大法廷  
【裁判年月日】 平成 29 年 12 月 6 日  
【事件番号】 平成 26 年（オ）第 1130 号、平成 26 年（受）第 1440 号・第 1441 号  
【事件名】 受信契約締結承諾等請求事件  
【裁判結果】 上告棄却  
【参照法令】 放送法 64 条 1 項  
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト（民集掲載予定）

LEX/DB 文献番号 25449082

**事実の概要****1 事案**

Y は、平成 18 年 3 月 22 日以降、その住居に、X（日本放送協会〔NHK〕）の衛星系テレビジョン放送受信可能なカラーテレビジョン受信設備を設置している。X は、平成 23 年 9 月 21 日到達の書面により、Y に対し、受信契約の申込みをしたが、Y は承諾をしない。

そのため、① X は Y に対して、放送法 64 条 1 項により、X による受信契約の申込みが Y に到達した時点で受信契約が成立し、受信料支払義務が放送受信規約（以下、「規約」という）に基づき受信機設置時から認められることにより、受信設備設置の月の翌月である平成 18 年 4 月分から平成 26 年 1 月分までの受信料合計 21 万 5,640 円の支払を求めた（主位的請求）。さらに、② Y は同項に基づき負う受信契約の締結義務の履行を遅滞しており、債務不履行に基づく損害賠償として（予備的請求 1）、③ Y は X からの受信契約の申込みを承諾する義務があるため、当該承諾の意思表示をするよう求めるとともに、これにより成立する受信契約に基づく受信料——受信料支払義務が受信機設置時に遡ることは①と同じ——として（予備的請求 2）、また、④ Y は受信契約を締結しないことにより、法律上の原因なく X の損失により受信料相当額を利得しており不当利得返還請求として（予備的請求 3）、同額の支払を求めた。

これに対し、Y は、放送法 64 条 1 項は訓示規定に過ぎないと主張して契約締結義務を争うと共に、もしこれが認められないとしても、承諾に代わる判決により初めて契約は成立し、受信料支払

義務は契約成立時から成立すると主張し、また、仮に受信機設置から受信料支払義務が成立するとしても、既に 5 年を経過した分については消滅時効が完成しているとしてこれを援用した。

第一審判決（東京地判平 25・10・10 判タ 1419 号 340 頁）及び原審判決（東京高判平 26・4・23LEX/DB25546460）は、X の主位的請求を退け予備的請求 2 を認容し、Y の時効の抗弁等を排斥したため、X Y 双方から上告がなされた。最高裁は、次のように判示し原審の判断は是認できるものとして各上告が棄却されている。憲法判断の部分は本評釈では省略する。

**判決の要旨****1 放送法 64 条 1 項の法的拘束力**

「放送法 64 条 1 項は、X の財政的基盤を確保するための法的に実効性のある手段として設けられたものと解されるのであり、法的強制力を持たない規定として定められたとみるのは困難である」。

**2 受信契約の成立方法・時期**

「放送法は、受信料の支払義務を、受信設備を設置することのみによって発生させたり、X から受信設備設置者への一方的な申込みによって発生させたりするのではなく、受信契約の締結、すなわち X と受信設備設置者との間の合意によって発生させることとしたものである」。「放送法 64 条 1 項は、受信設備設置者に対し受信契約の締結を強制する旨を定めた規定であり、X からの受信契約の申込みに対して受信設備設置者が承諾をしない場合には、X がその者に対して承諾の意思表示

を命ずる判決を求め、その判決の確定によって受信契約が成立する」。

### 3 受信料相当額の損害賠償請求等の可否

「放送受信規約によって受信契約の成立により受信設備の設置の月からの受信料債権が発生すると認められるのであるから、受信設備設置者が受信契約の締結を遅滞することによりXに受信料相当額の損害が発生するとはいえない。また、放送法が受信契約の締結によって受信料の支払義務を発生させることとした以上、Xが受信設備設置者との間で受信契約を締結することを要しないで受信料を徴収することができるのに等しい結果となることを認めることは相当でない」。

### 4 受信料債務の発生時期

放送受信規約には、受信契約を締結した者は受信設備の設置の月から定められた受信料を支払わなければならない旨の条項がある(5条1項)。「受信料は、受信設備設置者から広く公平に徴収されるべきものであるところ、同じ時期に受信設備を設置しながら、放送法64条1項に従い設置後速やかに受信契約を締結した者と、その締結を遅延した者との間で、支払うべき受信料の範囲に差異が生ずるのは公平とはいえないから、受信契約の成立によって受信設備の設置の月からの受信料債権が生ずるものとする上記条項は、受信設備設置者間の公平を図る上で必要かつ合理的であり、放送法の目的に沿うものといえる」。「上記条項を含む受信契約の申込みに対する承諾の意思表示を命ずる判決の確定により同契約が成立した場合、同契約に基づき、受信設備の設置の月以降の分の受信料債権が発生する」。

### 5 消滅時効の起算点

「通常は、受信設備設置者がXに対し受信設備を設置した旨を通知しない限り、Xが受信設備設置者の存在を速やかに把握することは困難であると考えられ、他方、受信設備設置者は放送法64条1項により受信契約を締結する義務を負うのであるから、受信契約を締結していない者について、これを締結した者と異なり、受信料債権が時効消滅する余地がないのもやむを得ない」。「したがって、受信契約に基づき発生する受信設備の設置の月以降の分の受信料債権(受信契約成立後に履行期が到来するものを除く。)の消滅時効は、受信契約成立時から進行する」。

## 判例の解説

### 一 放送法64条1項の法的拘束力

放送法64条1項(以下、「64条1項」という)は、NHK放送受信可能な受信機設置者はNHKとの受信「契約をしなければならない」と規定している。本件では、64条1項が受信機設置者に対し法的な義務を負担させるものなのかが争われた。

契約締結について義務を規定する法律は多いが、64条1項以外は、医師、電気事業者等に申込みに対して承諾を義務付けるものである<sup>1)</sup>。これと比較して、64条1項はかなり異質であり、受信機を設置したならば契約をする義務、申込みをして契約をすべきであり、契約せずに視聴することを間接的に禁止するものである。そもそも契約という形式自体に違和感があり、それは放送法の制定経緯を辿ると明らかになる。

64条1項(当初は32条1項)の制定過程において、当初は契約なしに受信機設置者に租税類似の負担金として受信料の支払を直截に義務付けることが検討された。真に実現しようとしたのはこのようなものであったことを頭に入れておく必要がある。ところが、特殊法人であるNHKに当然に徴収権限を認めることの可否が議論され、「受信契約」の締結という契機を受信料支払義務の前提として設定し、契約上の債務とされたのである。そのため、契約上の対価という形式にはされていないが、これは形だけのものであり、受信料の実質は租税類似の特殊な負担金と考えられていた。このことを本判決は確認しなかったが下級審判決により認められている<sup>2)</sup>。

ところが、学説には「契約」という形式が採用されたため、契約自由の原則との抵触を問題視して、64条1項を訓示規定と理解する主張がある<sup>3)</sup>。本判決でも、木内道祥裁判官の反対意見があり、64条1項が定める契約締結義務につき、「意思表示を命ずる判決を求めることのできる性質のものではない」と明言している。

契約の承諾義務を認める立法の評価については、訓示規定、契約の強制を認める規定、契約の強制までは認めず損害賠償責任に止める規定などと解する可能性がある。例えば、医師の承諾義務については法的義務であるが後者のいずれかが議論されている。しかし、受信料支払義務は、契約とは形だけの租税類似の特殊な負担金の徴収方法

に過ぎず、これらとは同列には理解することはできない。筆者は受信契約という形式がとられたことを過度に重視すべきではないと考えている。

最高裁判決が出された現在、解釈が公定されたことになる。しかし、この特殊な負担金の徴収という目的のための方法として今の方法がよいのか、違憲性までささやかれており、法改正が検討されるべき時期に来ている現在、これを放置することは立法の怠慢とさえいえる。

## 二 受信契約の成立時期と受信料債務の成立時期

### 1 受信契約の成立時期と手段

(1) 予約完結権のような一方的形成権の可能性 売買契約の締結義務を合意した場合、承諾の意思表示に代わる判決を要求するのは迂遠であり、民法は買主に予約完結権という形成権を付与している（民法 556 条）。NHK 側は、本件訴訟において、これに倣って一方的に受信契約を成立させることのできる権限が放送法 64 条 1 項により NHK に付与されていると主張した。

下級審判決を見ると、横浜地相模原支判平 25・6・27（判時 2200 号 120 頁）、東京高判平 25・12・18（判時 2210 号 50 頁）、東京高判平 28・9・21（判時 2330 号 15 頁）等、受信契約成立には承諾に代わる判決が必要であると考えているが、異例な判決が 1 つある。東京高判平 25・10・30（判時 2203 号 34 頁）は、「通常必要と考えられる相当期間を経過した時点で受信契約が成立し、その期間は NHK 主張のとおり、長くて 2 週間と認めるのが相当である」と判示する。受信契約を離れて、事業者側の契約締結義務については、東京地八王子支判昭 50・12・8（判時 803 号 18 頁）が、水道法 15 条 1 項につき、「水道事業は……、国民……の健康で文化的な生活を守るためには一日たりとも不可欠のものであることを勘案すれば、需要者の給水契約の申込みに対し水道事業者が全く正当な理由がないのにこれを拒んだ場合には、右申込がなされた日に給水契約が成立したと認めるのが相当である」、と判示していた。

(2) 本判決は承諾に代わる判決を必要とした本判決は、NHK の主張を退け、承諾に代わる判決が必要であることを確認した。契約につき承諾締結を義務付ける法律も無条件ではなく、契約締結を拒絶する正当事由の有無についての判断が残

るのであり、承諾に代わる判決に際して正当事由の有無を判断してもらうことになる。これに対して、64 条 1 項のような無条件の承諾義務では、確かに迂遠である。受信機の設置が確認されたならば、NHK に一方的な受信料徴求権を認める当初の案であればこの問題は生じなかった。

契約とは名ばかりの租税類似の特殊な負担金であるので、契約形式を採用したとしても NHK による一方的成立権限を認めることは可能である。しかし、それは立法論として可能というだけで、契約締結を要求した以上は、現行法では承諾に代わる判決が必要とせざるを得ないと思われる。虱潰しに訴訟を提起しなければならず、その訴訟費用に徴収した受信料が充てられるという悪循環に陥らざるを得ない制度は決して最善ではない。制度的な不備は、改正により解決するしかない。

### 2 受信料債務の成立時期

規約 4 条 1 項は「放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする」、同 5 条は「放送受信契約者は、受信機の設置の月から……」と規定している。原審判決は規約 4 条 1 項を根拠として受信契約の成立を受信機設置時に遡及させている（前掲横浜地相模原支判平 25・6・27、前掲東京高判平 25・12・18、前掲東京高判平 28・9・21 も同様）。本判決も、規約を根拠にして、また、「やり得」による不公平・不公正を解消する手段として目的・方法とも妥当なものと評価して、受信機設置時からの受信料支払義務を認めている。何度もいうように、当初実現しようとしていた受信機設置により当然負担する租税類似の特殊な負担金を直截に実現していれば、この問題は生じなかった。その上で、不正視聴への罰金も含めて立法しておけば、間接的な強制も可能であった。ところが、受信機は NHK 視聴だけの機具ではなくなり、前提が大きく崩壊しており、もはや矛盾や市民の不満を法改正なしに解消することは不可能な状態にまで至っている。

受信契約締結義務を遵守——本判決に従って義務ということ的前提を考えていく——している者としていない者との「やり得」により生じる不平等・不公正を解消するというのは、正義の実現そのものであり異論をはさむ余地はない。租税類似の特殊な負担金ということが、契約締結義務、遡及効といった根幹的な効果を正当化するものである。なお、本判決は、遡及的に受信料支払義務が

認められるので不当利得を否定したが、前掲東京高判平 28・9・21 は不当利得を認めている。この点は省略する<sup>4)</sup>。

### 三 消滅時効の起算点

以上までは現行法の解釈論という視点からは是認できた。しかし、評釈者には本判決には満点をつけられない疑問点が1つ残される。受信料債務は、現行民法において168条2項により5年の消滅時効に服することは、既に最高裁判決として確定されている(最判平 26・9・5 判時 2240 号 60 頁)。問題は起算点である。

確かに受信契約が成立するまでは、受信料債権は成立していない。そのため原審判決は、「受信契約が成立してこの契約に基づく受信料支払義務が発生するのは本判決の確定の日であるから、NHKのYに対する受信料債権の消滅時効もこの日から進行を開始する」と判断した。確かに、受信契約が成立するまで受信料支払義務は成立せず、その義務の履行を請求できない。遡及効はここでの時効起算点の根拠にはならない。しかし、受信機を設置した者に対しては、NHKは直ちに契約を締結させて受信料の支払を請求できるのである。Y側からは、「テレビ設置以降いつでもその権利行使が可能であった」という理由で、受信機設置時からの起算が主張されたのである。

取消権や形成権におけるその行使による原状回復請求権につき、取消権の成立時から権利行使できるのに等しいという議論に類似する。ただし、取消しをするか解除をするかの熟慮期間の保障と、その行使後の原状回復請求権の時効とは別個に考えられるべきであるのに対して、受信機設置者に締結させるか否かNHKには選択の余地がなく、パラレルには考えられない。むしろ参考とされるべき議論は、591条1項についての議論である。期間の定めのない消費貸借について、貸主が催告して相当期間経過して初めて返還請求ができるようになるが、実際に返還請求になることを必要とせず、契約後直ちに相当期間を置いて返還請求ができたため、契約後相当期間の経過により貸主の貸金返還請求権の時効が起算されるのと同じ論理である。

時効を全く認めないと、受信機を設置し何十年も受信契約をしてこなかった者は、過去の受信料全額の請求がされることになる。受信契約をした

が滞納を長年続けている者との不均衡もあるが、ここには債権回収だけが残されておりそれを怠っているに過ぎない段階か否かという差がある。確かに時効の起算を否定することは、「やり得」を認めないという趣旨には合致しよう。しかし、それは反面、消滅時効制度の否定につながるのである。最判平 15・12・11 (民集 57 卷 11 号 2196 頁) が、生命保険で保険者が人知れず山中で死亡していた事例において、保険金請求権の行使が事実上期待できないのに保険事故発生時から時効を起算してよいか問題とされ、166条1項につき「権利の性質上、その権利行使が現実に期待することができるようになった時から消滅時効が進行するというのが同項の規定の趣旨である」という一般論を宣言している。ここでも、では分からなければいつまでも請求可能なかと問わざるを得ず、債権者保護と時効制度の尊重との調和が必要になる。

評釈者としては、権利の性質に応じた権利行使の現実の期待可能性を必要とし、受信機設置を確認でき契約締結の強制を期待しうようになった時からの起算を認め、悪質な妨害事例は信義則による時効援用を禁止することで対応すべきであるとする。また、租税類似の特殊な負担金というのであれば、租税の増額更正や修正申告との歩調をそろえる必要があることを指摘しておく<sup>5)</sup>。

#### ●—注

- 1) 拙稿「放送法 64 条 1 項と民法 414 条 2 項但書」法研 87 卷 1 号 (2014 年) 10 頁以下、また、谷江陽介『契約締結の理論』(日本評論社、2016 年) 参照。
- 2) 例えば、東京高判平 22・6・29 判時 2104 号 40 頁は、受信料は「特殊法人に徴収権を認めた特殊な負担金」であり、「受信料の支払義務を発生させるための法技術として受信設備の設置者とXとの放送受信契約の締結強制という手法を採用した」に過ぎないと認める(東京高判平 29・5・31LEX/DB25448736 なども同様)。
- 3) 拙稿・前掲注 1) 論文 22 頁以下参照。
- 4) 異例な学説として、錦織成史「判批」リマークス 50 号 (2015 年) 17 頁は、放送法 64 条 1 項を命令規範として、受信契約の申込みの不実行を不法行為とし、NHK に受信料と同一の損害を認める。
- 5) 下村芳夫「徴収権の消滅時効」税大論叢 7 号 (1973 年) 192 頁以下参照。